

## 「成蹊学園硬式庭球部創部100周年記念事業」趣意書

謹啓

成蹊テニス会会員の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より成蹊テニス会活動に多大なるご支援・ご協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

さて、成蹊学園硬式庭球部は、2025年（令和7年）に創部100年を迎えることとなりました。1925年（大正14年）に旧制成蹊高等学校が7年生高校として、現在の吉祥寺に開校された頃に始まると言われております。

この100周年という節目の年を迎えるにあたり、成蹊テニス会、成蹊学園が一体となって成蹊学園の各校硬式庭球部のなお一層の躍進・発展を祈念するとともに、その硬式庭球部のOBOG組織である成蹊テニス会の会員やこれから入部してくる学生生徒たちの親睦、活動環境の充実を図るための記念事業を実施いたします。

記念式典及び記念事業は、2025年度あるいは2026年度の開催を予定しておりますので、2023年度より準備を開始したいと考えております。

つきましては記念事業の推進にあたり、その活動の中心となる成蹊テニス会会員有志をメンバーとする実行委員会を設立することといたたく存じます。

皆さまには、この趣旨をご理解いただき、ご支援、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

敬白

令和5年4月2日

## 成蹊学園硬式庭球部創部 100 周年記念事業実行委員会 会則

### (設置)

第 1 条 成蹊テニス会に、成蹊学園硬式庭球部創部 100 周年実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

### (目的)

第 2 条 実行委員会は、成蹊学園硬式庭球部の創部 100 周年の記念事業を実行し、成蹊学園硬式庭球部の末永い維持・発展に資するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (事業)

第 3 条 実行委員会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 100 周年記念式典の実施
- (2) 100 周年記念事業の実施

### (委員の構成)

第 4 条 実行委員会の委員は、成蹊テニス会会員をもって構成する。

2 実行委員の資格は、前項で定めた事業の完了をもって終了する。

### (委員の選任)

第 5 条 委員は、成蹊テニス会の理事・監事・顧問により 10 名以上の推薦を得て、理事会の承認をもって、これに任ずる。

2 ただし、成蹊テニス会会員で、委員長推薦を受けた者も、理事会の承認をもって、これに任ずる。

### (役員)

第 6 条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名～7 名
- (3) 監事 2 名

### (役員の選任)

第 7 条 役員は、委員の中から委員会において候補者を選出し理事会で決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、会務に参画する。
- (4) 監事は、会務及び会計の監査に当たる。

(実行委員会)

第9条 実行委員会は総括機関であり、委員長が招集する。

- 2 実行委員会開催案内は成蹊テニス会ホームページで公開する。
- 3 実行委員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 予算および決算に関する事項
  - (3) 役員の選任に関する事項
  - (4) 会則の変更に関する事項
  - (5) その他会務の重要事項
- 4 決議は出席者の過半数をもって、これを行う。

(役員会)

第10条 役員会は、委員長、副委員長、監事をもって構成する。

- 2 役員会は、委員長が随時招集する。
- 3 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画案に関する事項
  - (2) 予算案および決算案に関する事項
  - (3) その他実行委員会運営に関する事項